

# 小牧市学校給食センター食物アレルギー対応給食実施要領

平成23年 3月31日  
22小教学給第116号

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧市学校給食センター（以下「給食センター」という。）が、食物アレルギー性疾患を有する児童及び生徒（以下「アレルギー児等」という。）に対して、食物アレルギー起因食品を除去した学校給食（以下「除去食」という。）を提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 除去の対象とする食物アレルギー起因食品は、卵及び乳（以下「卵等」という。）とする。

2 給食センターは、調理が可能な場合に限り、卵等を除去した除去食の調理をするものとする。

(実施時期)

第3条 除去食の提供は、通年とする。ただし、小学校1年生については、その年度の2学期の給食開始日からとする。

(実施対象校)

第4条 除去食を提供できる対象校は、給食センターが給食を提供している小牧市立小中学校全25校とする。

(処務)

第5条 除去食の提供に係る事務は、学校給食課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 小牧市南部学校給食センター食物アレルギー対応給食実施要領（平成22年3月31日21小教庶第692号）は、廃止する。
- 3 東部学校給食センター及び北部学校給食センターにおける除去食の提供開始日は、第3条の規定にかかわらず、平成23年度2学期の給食開始日とする。
- 4 東部学校給食センター及び北部学校給食センターにおける除去食の提供は、教育委員会が適当と認める時期までは、当分の間、試行とする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。